

令和4年 第5回 浜松市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 場所

令和4年5月16日(月)午後2時30分 北区役所 3階 31・32会議室

2. 委員の出欠 出席： 松澤崇 渡瀬三郎 松島好則 平尾温己 加茂龍雄 江間栄作
中村金夫 横井典行 足立侑律 袴田博子 根木常次 内山進吾
岡本純 山中秀三 杉山誠 後藤剛 中安千秋 森島倫生
鈴木英雄 水崎久司 井上保典 伊藤安子 小柳守弘 鈴木要

欠席：

3. 出席した事務局職員

鈴木智久 木下穰 石川宗明 齋藤和也 縣弘之 奥山英洋 河村幸一郎
渡邊光二 須藤晶子 富永幹人

4. 審議事項

第31号議案 農地法第3条の規定による許可について
第32号議案 農地法第4条の規定による許可について
第33号議案 事業計画変更承認申請について
第34号議案 農地法第5条の規定による許可について
第35号議案 買受適格証明願について(3条許可公売)
第36号議案 非農地証明について
第37号議案 農用地利用集積計画の決定について
第38号議案 令和4年度最適化活動の目標の設定等について

5. 報告事項

報第31号 令和3年度事業報告について
報第32号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
報第33号 農地法第4条第1項第8項の規定による農地転用届出について
報第34号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について
報第35号 農地法第18条第6項の規定による通知について
報第36号 時効取得を原因とする農地の所有権移転登記申請について
報第37号 農地の地目変更登記に係る報告について

6. その他

議事の概要

局長 皆様、こんにちは。本日はお忙しい中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。
います。

それでは、只今から令和4年第5回浜松市農業委員会総会を開会いたします。なお、本日の出席人数ですが、24名のところ23名と過半数を超えておりますので、本会が成立しますことをご報告申し上げます。議席番号5番加茂龍雄委員が少し遅れています。

また、会議中は携帯電話の電源はお切りいただくか、マナーモードに設定するようお願いいたします。それでは、松島会長、ご挨拶に続いて開会宣言をお願いいたします。

会長 皆さん、こんにちは。お忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。本日、皆さんもここに来られる際に目にされたと思いますが、田植えの季節になってきました。私も6月初めに作業する予定ですが、天候に恵まれず、苗の生育が心配です。私もそうですが、皆さんもやきもきしているのではないかと思います。

話は変わりますが、今月の私の地区、中ノ町・笠井地区調査会では、とぴあ浜松農協営農センターのセンター長に農地銀行支店会議へ出席をしていただきました。かねてから、私と事務局と相談しながら、とぴあ浜松農協と進めてきた話ですが、三ヶ日町農協管内と遠州中央農協管内では、営農支援の担当をしている職員に来ていただいているので、農地の集積などについての貴重な情報交換ができていますと聞いております。とぴあ浜松農協管内は、一部篠原・舞坂地区を除いて支店長が出席しているのではないかと思います。営農関係の話をしたときに、支店長より営農の係の人の方が情報を持っていますし、考え方も共有できる部分も多く、できるだけ営農センターの方へ出席していただいて情報交換をしていけるよう農協と話しました。今回、私の地区の調査会では、試験的に支店長ではなく営農センター長にお越しいただきました。新しい情報を得られたというより、地域の農業について同じ方向を向いているということを実感できてよかったですと思います。今後も農協と情報交換をしていきたいと改めて感じました。毎回というわけではありませんが、年に1回くらい農協と連絡を取り、支店会議に来ていただいて情報交換をしていきたいと思います。皆さんも活動の一環としていただければ幸いです。

その中で、情報交換の例として、ひとつご紹介いたします。私の住んでいる地域に、不耕作地の草刈を年に4回請け負うという事業を行っている会社があります。実際に、その会社に依頼をして草刈りをしてもらっている話を私も聞いております。農協にも耕作放棄地についての問い合わせがよくあるということだったので、その会社の情報を後日お伝えしました。みなさんも情報交換というのは大事だということを感じながら、今後の活動を進めていただきたいと思います。簡単ではありますが、挨拶と代えさせていただきます。

それでは只今から、令和4年第5回浜松市農業委員会総会を開会いたします。

局長 ありがとうございます。それでは、ここからの進行は、議長として松島会長をお願いいたします。

議長 それでは、議事録署名人を私から指名させていただいてご異議ございませんか。
(異議なし)

議 長 それでは、議席番号 24 番鈴木要委員、議席番号 1 番松澤崇委員にお願いいたします。

議 長 それでは、議事に入ります。第 31 号議案「農地法第 3 条の規定による許可について」を上程いたします。事務局から説明をお願いします。

木 下 それでは、お手元の議案 1 ページをご覧ください。
(議案の表紙を読み上げる)

奥 山 今月の申請案件は、地区「笠井」、整理番号 103 番外 26 件でございます。
申請の内訳でございますが、所有権移転の売買に係る案件が 14 件、使用貸借に係る案件が 6 件、賃貸借に係る案件が 1 件、贈与に係る案件が 2 件、交換に係る案件が 2 件、区分地上権に係る案件が 2 件でございます。
それでは整理番号に丸を付した案件について説明いたします。
議案 1 ページ、地区「湖東」、整理番号 105 番は売買に係る案件でございます。
譲受人は、西区湖東町の ████████ さん、85 歳でございます。██████ さんは西区湖東町を中心にナス、トマトなど露地野菜を耕作しておりますが、この度、営農地に近い申請地を売買により取得し、規模拡大を図りたく申請にいたったものでございます。
申請地は、西区湖東町の畑、1 筆で、取得後は馬鈴薯を作付けしていく計画です。
続きまして、議案 2 ページ、地区「新津」、整理番号 108 番から 113 番は使用貸借に係る案件でございます。
譲受人は、中区曳馬五丁目に事務所を置く ████████ です。██████ は、障がい者等社会的弱者に対して就労支援に関する事業を行い、農福連携事業をもって地域の発展及び共創・共生社会の創造に寄与することを目的に設立された NPO 法人です。
この度、南区米津町の農地を借り受け、ハウス 4 棟を建て、メロン、いちご、トマト等の水耕栽培を行い、身体又は知的に障がいのある人を積極的に雇用し、農福連携農園として事業を行いたく申請にいたったものでございます。
なお、この案件は、社会福祉事業を行うことを目的に設立された NPO 法人が、農福連携農園とする目的で農地法第 3 条の許可を得ようとするものであり、農地法施行令第 2 条に定められる不許可の例外規定に該当し、各要件は除外されております。
説明は以上でございます。

議 長 それでは、事務局の説明に続いて、調査会の協議結果についてご報告をお願いします。

議 長 始めに、中ノ町・笠井地区調査会の分を私からご報告申し上げます。

議 長 調査会で協議した結果、特に問題ございませんでした。

議 長 続いて、積志地区調査会の平尾委員からお願いします。

平 尾 積志地区調査会で協議した結果、特に問題ございませんでした。

議 長 続いて、湖東地区調査会の江間委員からお願いします。

江 間 湖東地区調査会で協議した結果、特に問題ありませんでした。

議 長 続いて、庄内地区調査会の中村委員からお願いします。

中 村 庄内地区調査会にて協議しましたが、特に問題ありませんでした。

議 長 続いて、新津・可美地区調査会の根木委員からお願いします。

根 木 新津・可美地区調査会において、特に問題ありませんでしたが、只今事務局から説明
がありました NPO 法人について、時間をかけて説明を受けました。色々な質問が出まし
ましたが、理事長より具体的な説明があったので、納得することができました。

議 長 続いて、三方原地区調査会の内山委員からお願いします。

内 山 三方原地区調査会で審議しましたが、特に問題ありませんでした。

議 長 続いて、都田地区調査会の岡本委員からお願いします。

岡 本 都田地区調査会で審議しましたが、特に問題はありませんでした。

議 長 続いて、細江地区調査会の山中委員からお願いします。

山 中 細江地区調査会で審議しましたが、特に問題ありませんでした。

議 長 続いて、引佐地区調査会の杉山委員からお願いします。

杉 山 引佐地区調査会で審議しましたが、特に問題ありませんでした。

議 長 続いて、三ヶ日地区調査会の後藤委員からお願いします。

後 藤 三ヶ日地区調査会ですが今回 4 件申請がありました。[REDACTED] という農地所有適
格法人による申請です。今回の農地とは別に、1 年前に大崎地区内の畑を取得しましたが、
地元調査員から園地が管理されていないとの報告がありました。[REDACTED] にそのこ
とを確認すると、隣接する住民の方よりみかんの消毒について苦情があり、耕作できな
くなったとのことでした。3 条で購入した農地を管理していない状態で、さらに農地を買
うことはできるのだろうかという話になりました。まずはその農地を管理して欲しいと
伝えたところ、[REDACTED]からは、今後のみかんの消毒の対応についてどうすればい
いかを、地元調査員から隣接する住民の方へ聞いてほしいとのことでした。調査員が、
住民の方へ確認をしましたところ、苦情を言ったことはなく、むしろ消毒や除草をして
きちんとしていただき管理してくれる方がありがたいとのことでした。その報告を受け
事務局へ相談し、事務局より申請者へその旨を伝えてもらったところ、翌日にはきれい
になっておりました。また、これからは迷惑をかけないよう耕作しますとのことでした
ので、今回は問題なしとしました。

ただし、今後大崎地区で規模拡大する意向があると聞いたので、園地の管理ができて
いなければ農地を買うことはできませんと伝えました。今回は調査会らしいいい仕事が
できたと思います。

議 長 続いて、天竜・龍山地区調査会の鈴木英雄委員からお願いします。

鈴 木 英 天竜・龍山地区調査会で協議の結果、問題ありませんでした。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。只今の事務局説明、地区担当委
員からの報告について発言のある方は挙手を願います。

(質疑応答なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。第 31 号議案「農地法第 3 条の規定による
許可について」は、原案どおり承認することに、ご異議ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議ないものと認め、承認することといたします。

議 長 次に、第 32 号議案「農地法第 4 条の規定による許可について」を上程いたします。事

務局から説明をお願いします。

木 下 それでは、議案 5 ページをご覧ください。
(議案の表紙を読み上げる)

奥 山 今月の申請案件は、地区「積志」、整理番号 29 番外 6 件でございます。
転用目的別の内訳は、農家住宅関連が 2 件、自己用住宅関連が 4 件、貸駐車場が 1 件
でございます。農地区分別の内訳は、第 1 種農地が 2 件、第 2 種農地が 1 件、第 3 種農
地が 4 件でございます。なお、是正案件は、29 番、32 番、34 番です。また、駐車場など、
建築行為を伴わない申請については、経済産業省による再生可能エネルギー発電事業計
画の認定について、問題がないことを確認しております。

説明は以上でございます。

議 長 それでは、事務局の説明に続いて、調査会の協議結果についてご報告をお願いします。

議 長 始めに、積志地区調査会の平尾委員からお願いします。

平 尾 積志地区調査会で協議した結果、特に問題ありませんでした。

議 長 続いて、湖東地区調査会の江間委員からお願いします。

江 間 湖東地区調査会で協議しました結果、別に問題ありませんでした。

議 長 続いて、三方原地区調査会の内山委員からお願いします。

内 山 三方原地区調査会で協議しましたが、特に問題ありませんでした。

議 長 最後に、都田地区調査会の岡本委員からお願いします。

岡 本 都田地区調査会で審議しました結果、特に問題ありませんでした。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。只今の事務局説明、地区担当委
員からの報告について発言のある方は挙手を願います。

(質疑応答なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。第 32 号議案「農地法第 4 条の規定による
許可について」は、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議がないものと認め、承認することといたします。

議 長 次に、第 33 号議案「事業計画変更承認申請について」を上程いたします。事務局から
説明をお願いします。

木 下 それでは、議案 7 ページをご覧ください。
(議案の表紙を読み上げる)

渡 邊 農地法第 4 条または、第 5 条の転用許可を受けた者は、事業計画に従い、速やかに事
業を行うこととされていますが、許可を受けた後、やむを得ずその事業計画を変更しよ
うとする場合は、許可権者が事業計画の変更承認をすることができるとされております。

今月の申請は、当初の計画を全て変更する「全部承継」が 1 件、当初の許可期間を延
長する「目的変更」が 1 件、でございます。

議案 7 ページ、地区「笠井」、整理番号 10 番について説明いたします。

申請人は、当初の転用事業者である ████████ さん、██████ さん、承継者である ████████
██████████ でございます。申請にいたった経緯でございますが、当

初の計画では、●●●年●●月●●日に農地法第5条許可を受け、申請地に店舗兼住宅を建築する予定でしたが、その後、家庭の事情で計画が中断し、建築されないまま現在にいたります。承継者の●●●●●●●●●●は、現在自動車販売業を主な事業として行っており、申請地を譲り受け、隣接農地も含めて自動車販売のための車両置場を計画したものです。

申請地は、浜松市立豊西小学校の●●約●●mに位置する農地でございます。農地区分は、市街地の区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模が概ね10ha未満であることから、第2種農地に該当すると判断いたしました。承継後の転用計画は、販売用の車両置場を整備するもので、配置計画からみて転用面積は適当と認められます。敷地の外周には新設の見切を設置し、雨水は自然浸透させる計画となっております。当初の許可目的達成が困難になったことが、転用事業者の故意又は重大な過失によるものではないと認められること、転用計画について排水計画は問題なく、転用行為により土砂の流出・崩壊の恐れもないこと、資金計画の見込みもあることから、転用許可基準を満たすものと判断されます。なお、事業計画変更後の5条申請につきまして、議案11ページ、整理番号285番にて申請がされておりますので、そちらの審議も併せてお願いいたします。

続きまして、議案8ページ、地区「北浜」、整理番号11番について説明いたします。

申請人は、当初の転用事業者である●●●●●●●●●●です。

申請地は、浜松市立北浜東小学校の●●約●●mに位置する農地です。申請にいたった経緯でございますが、当初の事業計画では、陸砂利の採取場として、●●●年●●月から●●年●●ヶ月の一時転用を予定していましたが、掘削作業は順調に進んでおりましたが、埋め戻し作業を開始してしばらく経過した後、雨天が続いたため、地下水位が上昇し、農地復元に悪影響を及ぼす可能性がありました。また、申請地内には用水路のU字溝を再設置する計画もあり、地盤が安定しない状態での施工には危険が伴います。そのような状況下にあっても工期内の完了を検討しましたが、土地所有者、耕作者と相談し、安全に優良な農地に仕上げるためには工期延長をするべきとの判断にいたりました。当初の許可内容の変更について、転用事業者の故意または重大な過失によるものではないと認められること、工事期間中は、5mの保安距離を確保し表土の流出を防ぐこと、外周には防護柵、鍵付きの門扉などの設置により近隣への安全対策が図られること、掘削作業は完了し埋め戻し作業中であること、農地復元後は地元の認定農家が水稻を作付けする旨の耕作管理計画書が添付されていることから、周辺への影響は軽微と思われ、転用許可基準を満たすものと判断いたします。

説明は以上でございます。

議 長 只今、事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。
(質疑応答なし)

議 長 それでは、ご意見もないようですので、第33号議案「事業計画変更承認申請について」は、議案どおり承認することに、ご異議ございませんか。
(異議なし)

議 長 異議ないものと認め、承認することといたします。

以上のことから、立地基準、一般基準ともに満たすものであり、許可相当であると考えます。

続きまして、議案 26 ページ、地区「引佐」、整理番号 389 番、390 番、391 番、議案 27 ページ、地区「引佐」、整理番号 392 番、393 番をお願いします。各申請地の間に道路があり、経済産業省の認定を 5 区画別々に受けているため、整理番号を分けておりますが、同一の転用事業者による一体の事業計画であるため、併せてご説明いたします。北区引佐町川名の田 1 筆、畑 15 筆、併用地を含む合計面積 33,223 m²について、太陽光発電設備を設けたいという申請でございます。

申請者は、[] に本社を置き、[] を営む法人です。近年の電力需要を考慮し、この度、日照条件の良い申請地に賃借権を取得し、太陽光発電事業を行いたく、申請にいたったものでございます。

申請地は、新東名高速道路浜松いなさインターチェンジの [] 約 [] km に位置する農地です。申請地の農地区分につきましては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第 2 種農地に該当すると判断いたしました。

本転用事業は、590W の太陽光パネルを全区画合計 3,560 枚を設置し、発電能力が 2,100kW となる発電設備、緑地を設ける計画であり、配置計画からみて、転用面積は適当と思われま。申請地の周囲には土堰堤、フェンスを設置する計画であること、雨水排水は自然浸透させ、余剰分は施設内に整備する土堰堤沿いや側溝からパネル下の調整池に流入し、放流枡から水路及び河川へ制限放流する計画であることから、周辺農地の営農に支障を及ぼすものではないと判断いたします。また、浜松市土地利用事業の適正化に関する指導要綱に基づく事業承認を受けていること、静岡県土採等規制条例に基づく届出が受理されていること、経済産業省の設備認定を [] 年 [] 月 [] 日付で受けていること、中部電力の接続契約も完了していること、資金計画の見込みもあることから、転用の確実性も認められるものであります。

以上のことから、立地基準、一般基準ともに満たすものであり、許可相当であると考えます。

続きまして、議案 27 ページ、地区「三ヶ日」、整理番号 394 番をお願いします。

北区三ヶ日町大崎の田 3 筆、畑 2 筆、4,939 m²について、太陽光発電設備を設けたいという申請でございます。

申請者は、[] に本社を置き、[] を営む法人です。近年の電力需要を考慮し、この度、日照条件の良い申請地を取得し、太陽光発電事業を行いたく、申請にいたったものでございます。

申請地は、天竜浜名湖鉄道都筑駅の [] 約 [] km に位置する農地です。農地区分につきましては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第 2 種農地に該当すると判断いたしました。

本転用事業は、540W の太陽光パネル 848 枚を設置し、発電能力が 457.92kW となる発電設備を設ける計画であり、配置計画からみて、転用面積は適当と思われま。申請地の周囲にはフェンスを設置する計画であること、雨水は自然浸透させ、余剰分は敷地内に

新設する素掘りの水路から既設水路へ放流する計画であることから、周辺農地の営農に支障を及ぼすものではないと判断いたします。また、経済産業省の設備認定を[]年[]月[]日付で受けていること、中部電力の接続契約も完了していること、資金計画の見込みもあることから、転用の確実性も認められるものであります。

以上のことから、立地基準、一般基準ともに満たすものであり、許可相当であると考えます。

説明は以上でございます。

議長 それでは、事務局の説明に続いて、調査会の協議結果についてご報告をお願いします。初めに、中央地区調査会の松澤委員からお願いします。

松澤 中央地区調査会で協議した結果、特に問題ありませんでした。

議長 続いて、蒲・和田・長上地区調査会の渡瀬委員からお願いします。

渡瀬 蒲・和田・長上地区調査会で協議した結果、特に問題ありませんでした。

議長 続いて、中ノ町・笠井地区調査会の分を私からご報告申し上げます。

議長 調査会で協議した結果、特に問題はございませんでした。

議長 続いて、積志地区調査会の平尾委員からお願いします。

平尾 積志地区調査会で協議した結果、特に問題ありませんでした。

議長 続いて、入野・神久呂・雄踏地区調査会の加茂委員からお願いします。

加茂 入野・神久呂・雄踏地区調査会で協議した結果、特に問題ありませんでした。

議長 続いて、湖東地区調査会の江間委員からお願いします。

江間 湖東地区調査会で協議した結果、2件問題がありました。327番、328番について残土処理場にしたいという申請についてですが、熱海の一件のようなことにはならないように慎重に協議し、私も現場を確認しました。竹が鬱蒼と生い茂っており、杉の木もあるような谷地で、その一部に農地があるようなところでした。排水路が通っているため、暗渠の施工をお願いしました。また、施工経過の写真を、最初と最後だけでなく、途中2回ほど撮影していただいたものを農業委員会と南土木整備事務所へ提出していただくようお願いしました。

サバ土を埋めるとのことでしたが、サバ土は転圧できないため、石が多く入ったものも入れて転圧するようお願いしました。

敷地の大部分は山林ですが、一部に若干の農地があります。その農地は進入路がなく、現在は耕作放棄地状態です。事業終了後には、ある業者が耕作を行うよう交渉中です。

農地の復元について、以前あまりきれいにできていなかったことがあったため、今後そのようなことがないように、また問題が起こらないよう事業を進めていただくようお願いしました。

329番の残土処理業者についても、田を埋め立てており、その隣には田があるため排水が心配でしたが、横に排水路があり問題はないとのことでした。あとは、残土を山にして問題にならないようお願いしました。

その他案件については、問題ありませんでした。

議長 では、問題ないという認識でよろしいですか。

江 間 はい。

議 長 事務局からの報告は受けておりますか。

江 間 ありません。

議 長 この件については、あとで事務局から報告いただきます。問題ないということですのでよろしいですね。

議 長 続いて、庄内地区調査会の中村委員からお願いします。

中 村 庄内地区調査会で協議しましたが、特に問題ありませんでした。

議 長 続いて、篠原・舞阪地区調査会の横井委員からお願いします。

横 井 篠原・舞阪地区調査会で協議した結果、特に問題ありませんでした。

議 長 続いて、芳川・飯田地区調査会の足立委員からお願いします。

足 立 芳川・飯田地区調査会で協議した結果、特に問題ありませんでした。

議 長 続いて、河輪・五島・白脇地区調査会の袴田委員からお願いします。

袴 田 河輪・五島・白脇地区調査会で協議しましたが、特に問題ありませんでした。

議 長 続いて、新津・可美地区調査会の根木委員からお願いします。

根 木 新津・可美地区調査会で協議した結果、特に問題ありませんでした。

議 長 続いて、三方原地区調査会の内山委員からお願いします。

内 山 三方原地区調査会で協議しましたが、特に問題ありませんでした。

議 長 続いて、都田地区調査会の岡本委員からお願いします。

岡 本 都田地区調査会で審議しましたが、特に問題ありませんでした。

議 長 続いて、細江地区調査会の山中委員のからお願いします。

山 中 細江地区調査会で審議しましたが、特に問題ありませんでした。

議 長 続いて、引佐地区調査会の杉山委員からお願いします。

杉 山 引佐地区調査会です。整理番号 389 番から 393 番までの太陽光発電事業です。現場は 3ha 超のなだらかな傾斜地です。造成事業が行われますが、切土、盛土及び排水もしっかり計画されていると思います。しかし、農業委員会は盛土や排水の専門ではないので、市の土地利用委員会も通っていて、土木部門でも問題ないか土採取条例の中で審査をされており、周辺農地への影響もないので調査会として特に問題はないと判断しました。

議 長 続いて、三ヶ日地区調査会の後藤委員からお願いします。

後 藤 三ヶ日地区調査会で協議しましたが、特に問題ありませんでした。

議 長 続いて、浜名・北浜地区調査会の中安委員からお願いします。

中 安 浜名・北浜地区調査会で審議しましたが、特に問題ありませんでした。

議 長 続いて、中瀬・赤佐・亀玉地区調査会の森島委員からお願いします。

森 島 中瀬・赤佐・亀玉地区調査会です。416 番について、建設会社が公共工事の資材を置くための一時転用です。農地復元後の耕作管理計画に疑問があるとの指摘がありました。譲渡人がネギを作るという計画でしたが、その方が耕作をするとは思えなかったため確認したところ、分からないとの話でした。譲渡人から事業者に連絡してもらい、耕作管理計画の差替えをしてもらいました。先に譲渡人の署名捺印をもらって、その後で書類を作るということが行われてはならないと思い、注意をしました。

417番は、行政書士が代理人として調査会に出席されましたが、やり取りをしていると現地を確認していないのではないかと感じられました。そのため、総会までに現地の状況の確認をして、周囲に迷惑がかからないようしっかりと対応をするようにと指導いたしました。本日までにそれに対する回答が示されましたので、会長が常々おっしゃるとおり、調査会で出た問題を調査会が納得できる状態になったということで、こうして本日報告しております。問題はありません。

議長 続いて、天竜・龍山地区調査会の鈴木英雄委員からお願いします。

鈴木英 天竜・龍山地区調査会で協議した結果、問題ありませんでした。

議長 最後に、佐久間・水窪地区調査会の井上委員からお願いします。

井上 佐久間・水窪地区調査会で協議しましたが、特に問題ありませんでした。

議長 ありがとうございます。

議長 では、湖東地区調査会の江間委員からの報告についての補足説明を事務局からお願いします。

縣 江間委員の案件について、補足説明をさせていただきます。

が残土処分をするという計画ですが、盛土を行うのは主に山林部分で一部農地にも行います。土砂の流出や雨水排水については、静岡県土採取条例にかかる届出がされており、市の土木整備事務所と協議をして技術基準をクリアしているため安全性は問題ないと判断しました。ただ、規模が大きいため調査会で慎重に審議をして、時間をかけて審査をさせていただきました。農地復元後は、というグループ会社がそば、みかんを耕作するということです。江間委員の報告のとおり、現在農地となっているところには進入路がありません。ただし、山林部分については公道から接道しており、本事業により平地になった後、が重機を置くためにその元の山林部分を借りる計画です。調査会でも説明がありましたが、その資材置場を通じて農地を耕作するというので、進入路は確保されるということになります。写真については、江間委員から調査会で途中経過の写真を農業委員会と土木整備事務所の両者に提出していただくよう説明していただき、事業者も了承されたため問題ないと思われま。補足説明は以上でございます。

議長 これより質疑に入ります。只今の事務局説明、地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(森島委員 挙手)

議長 はい、森島委員。

森島 事務局に確認をしたいことがあります。389番、太陽光発電事業のところ、私の聞き間違いかもしれませんが、農地を取得と聞こえました。

先月の活動報告の中でもありましたが、賃貸借については、賃貸借権を設定すると言うのか、賃貸借権を取得すると言うのか、明確に分けた方が良いと思います。

議長 事務局。

木下 木下です。賃貸借については、取得ではなく設定としております。権利関係については、今後はっきりと分かるようにご説明いたします。

森 島 取得ではなく設定ですね。今後は言葉を分けていただきたいと思います。

議 長 その他ございますか。

(小柳委員 挙手)

議 長 はい、小柳委員。

小 柳 農水省は営農型太陽光発電を進めておりますが、今回 394 番は、単純な太陽光発電だと思われま。営農を伴っていない太陽光発電においては、農業委員としてどこを視点に判断していいのか、営農型太陽光発電については何を焦点とするのか今後のために整理していただきたいと思います。

縣 調整グループ長の縣です。営農型太陽光と一般の太陽光発電の違いについて、皆さんもご理解いただいていると思います。小柳委員のおっしゃるとおり、営農型太陽光発電については、農水省が積極的に推進しているところでございます。営農型太陽光発電の審査基準は、一般の永久転用される太陽光発電のものとは、やはり異なります。営農型太陽光発電は下部農地での耕作が継続的に行われることが大前提ですし、永久転用の太陽光発電は、転用行為により周辺農地の営農に支障がないかどうかを重視しております。他にも、立地基準や転用の確実性という一般基準もありまして、そういったところも踏まえて許可相当か不許可にするのかを判断しております。それぞれの転用目的に対して許可基準を照らし合わせて判断しておりますので、ご理解いただければと思います。

小 柳 営農型太陽光発電については色々と明確な基準がありますが、一般的な太陽光発電についてはそうではないと思ったので判断に困るのではないかと思い確認しています。

縣 営農型太陽光発電については各市町で足並みを揃えるべきということで、静岡県と静岡県農業会議が共同で研究会を立ち上げ、営農型太陽光発電の審査基準を県内で統一されました。そして現在、調査会においても協議しているところです。

議 長 その他ございますか。

(その他発言なし)

議 長 それでは採決いたします。第 34 号議案「農地法 5 条の規定による許可について」のうち、只今の委員非該当案件につきましては、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議ないものと認め、承認することといたします。

議 長 次に、第 35 号議案「買受適格証明願について (3 条許可公売)」を上程いたします。事務局から、説明をお願いします。

木 下 お手元の議案の 31 ページをご覧ください。

(議案の表紙を読み上げる)

渡 邊 今月の買受適格証明願は公売にかかる案件 1 件でございます。

農地の公売に参加する場合、事前に農業委員会から買受適格証明書を取得し、これを添付して参加することが民事執行規則第 33 条により定められています。これは、農地を取得できない者が最高価買受人になることを防ぐためのものであり、農地法の許可見込みのある場合に買受適格証明書が交付されます。

それでは、地区「亀玉」、整理番号 3 番について説明いたします。

願出人は、浜北区新原の■■■■さん、62 歳でございます。■■■さんは、植木及び種苗を作付けしておりますが、居住地に近い農地で規模拡大を希望しており、この度の申請にいたったものでございます。申請地は浜北区新原の畑、1 筆で取得後は、植木畑として種苗を作付けしていく計画でございます。審査したところ、下限面積要件等、農地法第 3 条の許可を得るための要件をすべて満たすものであり、買受適格証明書の交付が適当と判断されるものでございます。

説明は以上でございます。

議 長 只今、事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。
(森島委員 挙手)

森 島 私の地区ですので、補足します。隣地の取得意欲がある案件でございます。
議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。第 35 号議案「買受適格証明願について (3 条許可公売)」は、原案どおり承認することに、ご異議ございませんか。
(異議なし)

議 長 異議がないものと認め、承認することといたします。

議 長 次に、第 36 号議案「非農地証明について」を上程いたします。事務局から、説明を願います。

木 下 お手元の議案の 33 ページをご覧ください
(議案の表紙を読み上げる)

渡 邊 今月の申請案件は、地区「新津」、整理番号 12 番外 2 件でございます。
地区「新津」、整理番号 12 番の申請地は昭和 26 年頃から宅地への進入路として利用されているものです。

地区「天竜」、整理番号 13 番の申請地は斜面地により耕作困難のため、昭和 55 年頃に植林されたものです。

地区「水窪」、整理番号 14 番の申請地は平成元年 9 月 15 日に物置が建築され宅地利用されているものです。

説明は以上でございます。

議 長 只今、事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。
(質疑応答なし)

議 長 それでは、ご意見等もないようですので、第 36 号議案「非農地証明について」は、原案どおり承認することに、ご異議ございませんか。
(異議なし)

議 長 異議がないものと認め、承認することといたします。

議 長 次に、第 37 号議案「農用地利用集積計画の決定について」を上程いたします。事務局から、説明をお願いします。

木 下 議案 35 ページをご覧ください。
(議案の表紙を読み上げる)

須 藤 それでは、別冊 1 につきまして事務局より説明いたしますが、委員該当案件がありま

すのでお願いします。

議 長 それでは、委員該当案件がありますので、■■■■委員、■■■■委員はご退室をお願いします。

(■■■■委員、■■■■委員 退室)

議 長 それでは、事務局、説明をお願いします。

須 藤 それでは、別添資料の別冊1をご覧ください。

令和4年度第2回浜松市農用地利用集積計画(案)でございます。公告予定は令和4年5月20日となります。2枚めくって頂きまして、「農用地利用集積 利用権等設定内訳表」をご覧ください。合計279筆、22万7,344㎡の内訳でございます。今月は、笠井地区での1筆をはじめとして、計24地区での利用権設定を予定しております。その次の1ページから利用権設定明細が掲載されております。1ページから27ページは相対契約及び中間管理事業における貸借によるもの、29ページは所有権移転を掲載しております。

それでは、新規就農に関するものについて抜粋してご説明いたします。

1ページの1番から3番、5ページの1番から4番をご覧ください。■■■■さんです。北区三ヶ日町平山の認定農業者、■■■■さんのもとでみかんの栽培を学び、今回の申請にいたりました。北区三ヶ日町平山■■■■番■■■■外6筆の畑、計4,819㎡を借り受け、みかんの栽培を予定しております。

次に、5ページの5番、6番をご覧ください。■■■■さんです。北区三ヶ日町本坂の認定農業者、■■■■さんのもとでみかんの栽培を学び、今回の申請にいたりました。北区三ヶ日町都筑■■■■番■■■■外1筆の畑、計7,146㎡を借り受け、みかんの栽培を予定しております。

次に、13ページの34番をご覧ください。■■■■さんです。西区伊左地町の認定農業者、■■■■さんのもとでイチゴ栽培を学び、今回の申請にいたりました。西区雄踏町山崎■■■■番の畑、1,547㎡を借り受け、イチゴの栽培を予定しております。

次に、13ページの35番から38番をご覧ください。■■■■です。■■■■年■■■■月に設立された会社で、代表取締役の■■■■さんが個人の営農地を法人に移転したく、今回の申請にいたりました。浜北区油一色■■■■番■■■■外3筆の畑、計4,959㎡を借り受け、植木の栽培を予定しております。

次に、1ページの4番をご覧ください。10a未満での貸し借りを可能とする利用権の例外規定によるものです。本規定は、集落内にある営農に不向きな狭小農地を対象として、利用権設定の下限面積要件に例外規定を設けることで利用の促進を図り、農地の有効活用と耕作放棄地の発生防止を図るものです。例外規定の対象者は、農業に関心があり耕作できる者であれば可とし、設定面積は2a以上10a未満です。対象の範囲は、大規模既存集落内の農地で、かつ宅地化率が4割を超える街区内の農地とし、周りの農地を含め30a以上の集団性がある農地は除きます。貸借の期間は3年に限られ、借受人には1年に1回、利用状況報告書を提出していただき、耕作状況の確認をまいります。

今回、南区下江町■■■■番の畑、350㎡を■■■■さんが借り受け、土づくりのためのソルゴーとトウモロコシの作付けを行ってまいります。将来的に■■■■さんは、面積を増や

し農業者としてステップアップをしていきたいとのことです。

次に、11 ページから 13 ページ 33 番、19 ページから 25 ページ 4 番をご覧ください。
農地中間管理事業による静岡県農業振興公社に対する利用権設定が 93 筆ございます。

農地中間管理事業は、農地所有者から中間管理機構である県の農業振興公社が利用権設定により農地を借り受け、公社から農業者への転貸については、農用地利用配分計画書を公社が県知事に申請し、県知事の認可を受けることにより転貸が成立するもので、備考欄に配分予定先を記載してあります。

以上の計画の内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしています。

説明は以上でございます。

議 長 只今、事務局から説明がありましたが、各調査会における補足説明等はございませんか。

(補足説明なし)

議 長 それでは、ご意見もないようですので、第 37 号議案「農用地利用集積計画の決定について」は、原案どおり承認することに、ご異議ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議ないものと認め、承認することといたします。それでは、■■■■委員、■■■■委員はご入室をお願いします。

(■■■■委員、■■■■委員 入室)

議 長 次に、第 38 号議案「令和 4 年度最適化活動の目標の設定について」を上程いたします。事務局から、説明をお願いします。

木 下 お手元の議案 37 ページをご覧ください。

(議案を読み上げる)

齋 藤 それでは説明します。農業委員会による最適化活動の推進については、国の通知により、目標を設定して具体的な状況を点検・評価し、公表することが求められています。全国統一の様式により、本市の数値を入れております。承認いただければ、県へ報告するとともにホームページで公表してまいります。

別冊 2 により説明します。初めに 4 ページをご覧ください。

令和 3 年度の活動の点検・評価です。

1「農業委員会の状況」です。農業の概要と農業委員会の体制を記載しています。農業の概要は農林業センサス等から抜粋しております。

5 ページをご覧ください。

2「担い手への農地の利用集積・集約化」についてです。

令和 3 年度の目標及び実績ですが、集積目標 6,017ha に対し、実績 4,442ha でございます。

6 ページをご覧ください。

3「新たに農業経営を営もうとする者の参入促進」についてです。

令和 3 年度の目標及び実績ですが、参入目標 70 経営体で 130ha のところ、実績は 45

経営体で 75ha です。

7 ページをご覧ください。

4 「遊休農地に関する措置に関する評価」 についてです。

令和 3 年度の目標及び実績ですが、解消目標 64.6ha に対し、実績 6.8ha です。

利用状況調査は推進委員 37 人により 8 月から 10 月にかけて行いました。

8 ページをご覧ください。

5 「違反転用への適正な対応」 についてでございます。

農業委員会では是正指導を行い、県へ報告している案件の面積です。

「違反転用の是正に係る取組の強化等について」 に基づき 3 か月に 1 回、県へ報告

9 ページをご覧ください。

6 「農地法等によりその権限に属された事務に関する点検」 についてです。

1 は農地法第 3 条に基づく許可事務について、2 は農地法第 4 条、第 5 条の規定に基づく農地転用に関する事務について、総会において厳格に審議していること、また、審議結果等につきましても議事録を作成し、ホームページで公表していることを記載しております。

10 ページをご覧ください。

3 「農地所有適格法人からの報告への対応」 についてでございます。

農地法第 6 条の規定に基づく報告につきまして、報告件数の状況でございます。

4 「情報の提供等」 では、賃借料情報につきましては、ホームページで公表していること、農地の権利移動等の件数は、農地法第 3 条と、農用地利用集積計画による利用権設定の合計件数で、総会の議案にて公表しております。

農地台帳の整備につきましては、毎年、法定更新の他、補完調査を実施するなど適正に管理していることを記載しております。

11 ページをご覧ください。

8 「事務の実施状況の公表等」 についてでございます。1 の総会等の議事録はHPに公表しております。

2 の農地等利用最適化推進施策の改善についての意見の提出は 2 件行いました。

以上が、令和 3 年度の活動の点検・評価です。

続きまして 1 ページに戻ってください。

令和 4 年度最適化活動の目標の設定等です。

1 ページでは、農業委員会の体制と農家・農地の概要を記載しています。農家・農地の概要は農林業センサス等から抜粋しております。

2 ページをご覧ください。ここからは最適化活動の目標を農地の集積、遊休農地の解消、新規参入の促進に分けて設定しています。まず、農地の集積ですが、県の基本方針では令和 12 年度までに集積率 80% となっています。今年度は 50ha を目標として設定します。

次に、遊休農地の解消ですが、国の通知により、解消目標は遊休農地の 1/5 としています。また、昨年度新規発生した遊休農地はすべて今年度の解消目標面積とすることとなっております。

次に3ページをご覧ください。新規参入の促進ですが、新規就農者に対する農地の貸し付けについて同意を得る目標面積を定めることになっています。基準は、過去3年間の3条と利用権設定面積の平均の1割以上となっております。

次に、2最適化活動の活動目標ですが、農業委員、推進委員が最適化活動を行う日数を定めます。週2日目安で、月8日と設定します。また、活動強化月間として、5月、9月のいっせい草刈旬間に向けての地域での声掛け、12月から2月にかけての人・農地プランの話し合いへの参加を設定します。

新規参入相談会への参加目標については、市、県、JAの担当者が集まって行う合同就農相談会で、農地等の助言が必要な場合に参加することとします。

以上が、令和4年度の目標の設定です。

ここにお示した目標数値は市全体の目標数値ですが、役員・幹事会において、地域で最適化活動をしていく上で、自分の地区の農地面積や目標を把握しておくべきとのご意見をいただきましたので、地区ごとの数値については整理して農業委員、推進委員の皆様へお伝えしてまいります。

説明は以上でございます。

議長 只今、事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。
(森島委員 挙手)

議長 はい、森島委員。

森島 先ほど、木下補佐から農地の取得あるいは設定というところでお話いただきましたが、6ページ1番の現状及び課題のところ、新規参入者が取得した農地面積とは、所有権移転された面積と理解しますが、令和3年度実績の75haは所有権移転された面積だけではないと思いますので、確認させてください。それともう1点、齋藤さんに確認します。4ページのデータの基の農林業センサスですが、5年に一度の実施だと記憶しております。

齋藤 最新の2020年の農林業センサスから数字を取っております。

また、新規参入者が取得した面積についてですが、森島委員のおっしゃるとおり所有権の取得だけではなく、賃借権や使用貸借による権利を設定したものも含まれています。耕作する権利を取得したという意味合いで、取得面積として記載しておりますのご理解いただきたいと思います。

森島 権利の取得と設定は、先ほど木下補佐がおっしゃったとおり全く別物で、分けて考えるべきものだと認識しています。その中で、このように取得としてまとめて記載することについて、例えば県農業会議や県の農業関連部局と何か話し合い等をされて、このように記載するとなったのでしょうか。

齋藤 ここていう取得とは、所有権の取得だけではなく、賃借権も含めた耕作する権利の取得というご理解でお願いします。

森島 よくわかりました。権利の取得と所有権の取得は、両方とも取得とっている。私たちが理解しやすい言葉を使って欲しいと思います。

齋藤 国の様式を使っているため、今後は分かりやすくご説明いたします。

議長 その他ございますか。

(その他発言なし)

議長 それでは、ご意見もないようですので、第 38 号議案「令和 4 年度最適化活動の目標の設定について」は、原案どおり承認することに、ご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議ないものと認め、承認することといたします。

次に、報告事項の第 31 号から第 37 号までを、事務局から報告をお願いします。

齋藤 (令和 3 年度事業報告 説明)

木下 (報告事項)

議長 只今の報告事項につきましては、ご承知おき願いたいと思います。

それでは、その他として委員の皆様から、活動を通して何かありましたらお願いいたします。

(委員の意見なし)

議長 それでは、事務局から連絡がありましたらお願いします。

局長 ・農業会議情報について

・令和 2 年農業産出額について

齋藤 ・西部農業委員会協議会総会について

木下 今後の会議予定

・役員・幹事連絡調整会(総会終了後)

・令和 4 年 第 6 回 浜松市農業委員会総会

日時 令和 4 年 6 月 15 日(水) 午後 2 時 30 分～

場所 浜北区役所 大会議室

議長 以上で、本日の審議案件、報告事項につきましては終了いたしました。長時間に亘り、ご熱心なご討議ありがとうございました。これをもちまして、第 5 回浜松市農業委員会総会を閉会といたします。

閉会時間 午後 4 時 10 分

以上、議事の正確さを期すため署名する。

令和 4 年 6 月 15 日(水)

会 長 松島 好則

委 員 鈴木 要

委 員 松澤 崇